	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	1970年万博後 に各国から吹 田市に寄贈され た73点の保 管、保存、利活 用状況を教えて 下さい。	開催されることは、不思議な縁を感じます。 EXPO70が吹田市で"人類の進歩と調和"をテーマに開催された事を、当時見学に行かれた年代の方々に思い起こしていただき、そして当時開催された万国博を知らない世代や後世に伝えていく事が、万博公園や太陽の塔が有る吹田市の役目だと考えます。 Q1: 当時、各国から寄贈を受けた展示品の保管、保存、利活用状況を教えて下さい。 Q2: 後藤 圭二市長さまへ。EXPO2025の参加で来日される国の中で「1970年万博の地を訪ねたい・・・」と吹田市に申し出が有った時は、どのような対応をされるのでしょうか?。もし上記の国の方との対応の中で寄贈品について話題になった時、吹田市の寄贈後の対応に感動された場合は日本および吹田市のイメージアップになります。	中央図書館には、ニュージーランドから寄贈を受けた2点を移設しております。図書館1階フロアには、ロイ・コワン作の壁画彫刻「太平洋」、屋外にW・R・アレン作のステンレスレリーフを展示しており、市民の方に自由に御覧いただいております。 (担当:中央図書館) 当時、各国から寄贈を受けた展示品の保管、保存、利活用状況について、寄贈品のうち7点(人形6点、笠1点(寄贈国不明))を吹田市立博物館の常設展示室にて、当時の市報すいたの記事等と併せて展示しています。 (担当:文化財保護課)  Q2について 具体的な対応方法等については検討をしておりませんが、海外から視察に来られた際等の対応(懇談・市内の案内など)と同様の対応となると存じます。 また、70年万博当時に寄贈された展示品等については、その保存・利活用状況などを踏まえ、2025大阪・関西万博にむけてどのような利活用ができるのか等、研究してまいります。 (担当:シティプロモーション推進室)		R5.1.18	R5.2.1
2	ヤングケアラー のポスターにつ いて	ら出来るじゃなーい ご主人もお元気なんですよね?ご家族に頑張ってもらいましょう!!」って平気で言われましたよ。ヤングケアラーは国の方針です。障害者は家族と同居するとサービスが受けられないため生活保護を受けて家族と別居しサービスを受けると言うことを自立生活センターがしている事も知らないのですか? 常々思っていますが、そんなんだから役人は…って言われるんですよ。何にも知らず座ってたら給与も貰えてクビにもならないか知りませんが、あの様なポスターを貼るのは吹田市は違います。 私は家族に頑張ってもらいましょうって言われましたから。その辺はどの様に考えてやってるのか疑問です。	の必要度、支援者の有無等を勘案して、必要なサービスの決定を行います。 居宅介護支援につきましては、本人に必要となる範囲についてサービス提供するものであり、御家族に対する支援は実施しないことから、御家族の状況を確認し障がい福祉サービスの利用について御案内しております。 (担当: 障がい福祉室) ヤングケアラーのポスター掲示についてヤングケアラーについては、厚生労働省が令和4年度(2022年度)から3年間を認知度向上のための集中取組期間としており、本市でも広く周知することを目的として、ヤングケアラーのポスターを市役所本庁舎の定	家庭児童相談 室、障がい福祉 室	R5.1.20	R5.2.1

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	申請書等の証明書 明書 除	申請書等の押印について見直しを行いました https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018811/1019052/1019068/100 8166.html とありますが、申請書の証明書欄における「印」の記載削除を希望します。 印の記載があることにより、市民が印を必須であると誤認し、押印がない場合、証明書発行機関と無駄なやり取りをしてしまう可能性があります。詳細は、障がい福祉室とのやりとりをご確認ください。 以下の対応を希望します。 1、行政経営部 企画財政室における全庁的な調査および回答本意見が妥当な場合、全庁的な調査及び公表をお願いします。 「印」の記載を継続することが妥当な場合、その根拠をご教示ください。いち個人としてホームページ上に公表されているすべての申請書の不備を確認する時間は確保できません。 2、障がい福祉室の対応経緯及び今後の方針の回答本件について、障がい福祉室へ連絡をしてから1か月以上放置されており、再送してからも1週間以上返信がありません。なぜ、対応が遅いのか、なぜ、回答がないのか、ご教示ください。	等につきましては、見直し内容が様式に反映されているか、担当所管において確認を行うよう全庁的に周知徹底いたします。 (担当:企画財政室)  2について 回答が遅くなり深くお詫び申し上げます。 回答が遅れた経緯につきましては、12月19日に頂きましたメール内容は市政に対する御指摘と受けとめ、回答の必要性について担当職員が認識していなかったため、遅延してしまったものでございます。大変申し訳ございませんでした。その職員には市民からの問い合わせには真摯に対応するよう指導致しました。 御指摘頂いた医療機関の罹患証明欄の「印」を削除し、ホームページ	企画財政室、障がい福祉室	R5.1.26	R5.2.3

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
呆育園入園に ついて	社員」ということで、加点が付かないと判断されました。 同一勤務先(派遣先)で3年以上働けば加点がつく。と言われましたが、派遣というのは派遣法3年ルールというものがあり、「同一の事業所の同一の部署において、同じ派遣社員の派遣を受けることは、原則として最大3年までとする」というルールがあります。 そのため、派遣社員が同一勤務先(派遣先)で3年以上勤務し、加点を貰うことは不可能です。 私が雇われているのは派遣元です。 派遣元の会社に所属し、派遣元の会社からお給料をもらい、派遣元の会社で育児休業をとっています。	員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指数差を廃止し、 就労日数及び時間による指数としました。 一方で、従来、吹田市の利用調整基準における就労に対する考え方と して、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時 の勤務先での就労実績による加点項目を設けました。また、昨今の経 済・雇用情勢の変化により、保護者の就労形態が多様化し、利用を希望 される世帯によって様々な事情がありますので、指数差が出やすくなる ように検討してきた結果となっております。 利用調整基準につきましては、その年の社会情勢や雇用・経済情勢を 踏まえながら、必要に応じて改正する場合がございます。今和5年4月1日からの利用調整基準は変更ございません。今回いただいたご意見 は、次の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・ 公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいります。	保育幼稚園室	R5.1.31	R5.2.6

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	千里中央駅前 喫煙所閉鎖の お願い	千里中央駅前の喫煙所を閉鎖願います。 副流煙で市民や歩行者が非常に困っています。受動喫煙で健康被害 も受けています。 パン屋のがみのすぐ近くにある喫煙所です。人が多い場所に喫煙所な ど不要です。感染も助長します。 喫煙所があってもあるきタバコも吸殻ポイ捨ても減りません。市内路上 全面禁煙にしてください。よろしくお願い申し上げます。	本件は、豊中市に係る事案ですので、豊中市へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.2.6	R5.2.6
6	市営住宅の件です		募集の際は、市報でお知らせしたうえで、市役所、各出張所、各サービスコーナーに募集案内書類を設置いたします。	住宅政策室	R5.2.6	R5.2.7
7	市民の声を削除	か?	お問合せいただいた件につきまして、吹田市市民の声の公表に関する 基準に基づき、回答を作成した担当室課が公表について決定しており、 公表後に担当室課の決定に変更が生じた場合は、申出人に確認するこ となく非公表として削除することはございます。	市民総務室	R5.1.25	R5.2.8
8	道路に紙切れ 散乱	9-4の住宅へ入る細い道にも散乱しています。 たぶん9日、木曜日の可燃ごみ回収時に回収車から散乱したものと思います。 以前から44番の七尾マンションのごみ集積場前でときどき散乱します。 今回は5丁目全体に広がっています。	ご指摘いただきました件につきまして、該当地区の収集委託業者へはシュレッダーごみの収集時は飛散しないよう注意して収集するように指導いたしました。 また、七尾マンションのごみについては管理会社へシュレッダーごみの排出方法を指導し、入居者に対し周知していただくようお願いいたしました。 市民の皆様への周知方法につきましては、ご指摘いただいた「市報すいた」も含め今後検討してまいります。	事業課	R5.2.3	R5.2.10
9	北公園 犬の ノーリードにつ いて	が、、特に夕方!うちの子は他人に迷惑かけないから!ではありません、こんな方々がいる限り犬飼いはマナー悪いとレッテルをはられるほうのみにもなっていただきたいのですが… 咬まれた!ノーリード犬に!な話をここ2ヶ月で3度聞いてます。北公園!犬散歩禁止でいいと思いますよ。対処は看板のみで、ノーリード飼い主が鼻で笑っているのみのお飾りにすぎませんなんとかしてください!!	令和5年2月9日(木)の17時頃から18時頃に、吹田警察生活安全課の刑事2名と共に千里北公園を巡回し、犬の散歩者に散歩マナーの啓発を行いました。この巡回で、、ノーリード状態の犬と散歩していた方に、口頭指導を行いました。その他複数名の散歩者に聞き取りをしたところ、散歩者は16時に多いとの情報を得ました。相談者に上記のことを報告し、再度巡回を行うことを伝えました。(後日、再度巡回し、ノーリード状態の犬と散歩していた方に文書指導を行い、他の方々に啓発パンフレットを配布しました。)		R5.2.6	R5.2.10

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
100	「インフルエンザが3年ぶりの流行」の報言がの田本事喚起要。	厚労省は昨年12月28日に「インフルエンザが流行期に入った」と発表。大阪府は1月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づき市町村に要請。2月2日のメディアは「本格的なインフル流行に警鐘が」「入院患者(第3週)のうち、9歳以下の子供たちが5割。60歳以上の高齢者が3割を占める」・・・の報道。 吹田市では小中学校での6つの学級閉鎖。⇒速やかに市民ならびに保育園・幼稚園・学校・高齢者施設などへの情報提供、注意喚起が必要。 【NAT'Sの状況】 [西宮市]:第4週(1月23日~1月29日)のインフルエンザ定点当たりの報告数が13.21となり、"注意報レベル"となりました。(注意報の目安となる値は10) [西宮市]:第4週(1月23日~1月29日)のインフルエンザ定点当たりの報告数が32.27となり、警報の目安となる値は10) 「配宮市]:第4週(1月23日~1月29日)のインフルエンザの定点あたりの4報告数が32.27となり、警報の目安となる30を超えたことから、令和5年2月1日、"インフルエンザ警報"を発令。 [豊中市]:令和5年1月23日~1月29日におけるインフルエンザの定点あたりの報告数(※)は21.31で、"注意報レベル"(定点あたりの報告数10.00)を超えました。 ⇒添付画像参照 *豊中市は、ドロに感染者の推移グラフ(令和元年度-対比)を早くから掲出されています。 「吹田市」:大阪府下では、警報レベル(定点あたりの報告数30.00)を超えている地域がある・・・の情報が有りますが、豊中市に隣接する吹田市のHPではインフルエンザの感染情報が有りません。 ⇒吹田市には安心安全のまちづくり宣言」を2008年にされており、宣言の名に恥じないような取組を願います。 ②1:吹田市では、インフルエンザ感染症に対する、条例・行動基準は有りますか?。有れば、その内容に則かた発信を要望。 ②2:吹田市のインフルエンザ感染症に対する、条例・行動基準は有りますか?。有れば、その内容に即かた発信を要望。 ②2:吹田市のインフルエンザに会当たりの報告対象の機関数および報告数(令和5年1月23日~1月29日)を教えて下さい。 ②3:学校伝染病にかかった時のルールについて、吹田市HPの"学校等の保健管理等"のサイトには、コロナについての記載は有りますか?。 ※マスク着用について、報道では「インフルエンザの主な感染経路は接触・飛沫感染のため着用によって感染を防ぐ効果がある」との事ですが、一方でコロナ対応のマスク着用については、インフルエンザとの整合性を考えた発信表験いします。 ※マスク着用については、発音ではいいては、インフルエンザにのなのでスク着用については、インフルエンザとの整合性を考えた発信表験いします。 ※で真内ではなる表におりません。	Q1について 当市ではインフルエンザ感染症に対する条例及び行動基準はありません。 インフルエンザ感染症に関しては、ホームページで注意喚起を行います。 (担当:地域保健課) Q2について 当保健所管内のインフルエンザ定点の報告医療機関数は13機関で、令和5年1月23日から1月29日(2023年第4週)の報告数は114件でした。 (担当:地域保健課) Q3について インフルエンザの学級閉鎖の基準については、「当該学級においてインフルエンザ様症状を呈する者が15%以上発生していること」としてお	地域保健課、保 健給食室	R5.2.6	R5.2.10
11	吹田市のマーク の件です	仕事の関係で吹田市に今年春頃に転居予定なのですが、HPを見ていて気になったのが、吹田市のマークは小鳥(野鳥)でしょうか?(現在大阪市に住んでおり、自然が少ないため、自然や野鳥に親しみを感じて、休日だけ吹田市や箕面市に出かけており、吹田市のマークが気になっていました)	本市に御関心をお寄せいただき、ありがとうございます。 お問い合わせいただいた吹田市の市章について回答いたします。 吹田市の市章は「吹」と「田」の字を組み合わせてシンボル化したもの です。 「吹」は平和のシンボルであるハトをかたちどり、円内の交差する4本の 線は「田」を表しています。 周囲は花弁で、まちが美しく発展することを願ったものです。	法制室	R5.2.6	R5.2.10
12	北千里駅周辺 での違法喫煙 について	1月30日16時15分頃北千里駅の医療ビル横のいつも自転車が置いてあるスペース(通り抜け禁止のところ)で青い服を着た若い男が喫煙していた。ここは路上喫煙禁止なはずだ。この場所は以前にも喫煙事案があった場所だ。それに役所は相変わらず指導員活動の参考にしますばかりで進展しない。市報にもあったが吹田市ではスモークフリー(禁止)吹田と掲げて三次喫煙の深刻さを訴えている。このままでは違法喫煙が野放しになる現状だ。全国では強盗が頻発し治安もどんどん悪化している。市側としても新たな対策をお願いします。	御連絡をいただきありがとうございます。 御指摘の市道につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.1.30	R5.2.13

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	「岸部中一丁目 61番25の建築 許可手続きに ついて(6)」	(1)11/16の市の回答は、私が市長より回答頂くようお願いしたもので、市長名の鏡を付けて回答されていたので市長が回答して下さったと思っていました。そのことを確かめる質疑をしたところ、1/25の市の回答で、吹田市なま管理規程を用いて市長名で発したということです。なぜ、11/16の市の回答で、吹田市なま管理規程を用いて市長名で発したということです。なぜ、11/16の市の回答で、吹田市大ま管理規程を用いて市長名で発したということです。なぜ、11/16の市の回答の時点でそのことを言わなかったのですか?そんなことは私が無知なだけで、市民の常識という認識ですか?しかも、その後の私の質問では「市長が回答頂いた・・」というように市長が回答頂いていると認識した文章で質問しているにもかかわらず、その認識を市は訂正していません。私が誤認していることを、市役所内であざ笑っていたのでしょうね。返答された市の職員の方に聞きますが、逆の立場でそのような対応を受けたら、悔しくないですか?私はとても残念です。私なら1/25の回答に誤解を招いたことへの謝罪の文面を入れた後に説明の文面を入れます。この対応に謝罪する気はありますか? (2)この件に関わらず、市長ご本人に意見を申し上げたり相談したりするには、どのような方法がありますか?ご指導・ご助言頂けますか? (3)市の私への回答の「事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本としておりますが、協議の結果、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可していますが、事業者の配慮により可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可していますが、事業者の配慮により可能な限り200mに近い場所のの配理場を開切とまままが、表す者の配慮により可能な限り200mに近い場所のので食いですか?間違えがあれば、おきたい場合は、その意向を尊重して計ります。して記り書きるものと考えます。」という回答があります。市は、その意向を尊重して計り方と思わない返うに実際に借りられることのない空き駐車場を解約することを前提に、なあなあで事を進めているように伺えます。だから、私が再三指摘しても、700mも離れたマンション住民が駐車場を増りられる、後は事業者が駐車場を解約することを前提に、なあなあで事を進めているように伺えます。だから、私が再三指摘しても、700mも離れたマンション住民が駐車場を増りに行こうと思わないる、私が正とにないます。市は、毎年記したところ、間違った認識のため再質問します。検査済証受領後に駐車場契約を解約された場合は、駐車場の契約を締結するよう命じることができます。また、市民は是正措置を対るよう市に求めることができます(行政手続法36条の3第1項)。市も大阪弁護士会の解釈で良いですか?	1月25日付の回答につきましては、吹田市文書管理規程の説明の前に、〇〇様への配慮が不足しており、申し訳ございませんでした。なお、1月25日付の回答にございますように、〇〇様に対するこれまでの回答につきましては、吹田市としての回答であることに相違ございません。(担当:市民総務室) (2)について市長に対する御意見や御相談につきましては、市政に対する御意見等として、各担当部局にてお伺いすることとしております。(担当:市民総務室) (3)について吹田市では、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本とし、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。本件については、「市民の方より提出された意見書の指摘事項に配慮し、周辺住民の方々に駐車場を残しておきたい」との事業者の意向を尊重して許可しております。(担当:総務交通室) (4)について区域外駐車施設について、開発工事完了後においても、引き続き確保していただくことが望ましいですが、吹田市開発事業の手続等に関する条例第47条において、開発事業完了後に区域外駐車施設を継続して確保する等の決まりはないため、関発事業完了後に区域外駐車施設を継続して確保する等の決まりはないため、関発事業完了後に駐車場契約を解約したとしても、市は計車場契	市民総務室、総務交通室	R5.2.2	R5.2.13
14	岸辺駅北口歩 道橋の路上生 活者	岸辺駅北口歩道橋に半年くらい前より、ホームレスの方が滞在されております。使用禁止のコーンが設置されているにも関わらずそれを避けて荷物を広げて傘などで囲っておられます。先日それを注意する男性と口論になっているところを見かけました。 治安もよくクリーンなイメージの岸辺駅北口周辺には似つかわしくなく、毎日JRを利用する身としてとても不愉快です。 こちらの方に注意いただいて、退去頂くと共に路上生活者に本来の目的外に利用されないよう市として仕組み作りをして頂けませんでしょうか。何卒よろしくお願いします。	御連絡ありがとうございます。 令和5年2月6日に吹田市役所に送信いただいたメールに関して、吹田市福祉部生活福祉室困窮担当より回答させていただきます。 今回、メールにあった岸辺駅の路上生活者はおそらく、高齢の女性のことかと思われます。 この女性に対しては、定期的に巡回対応しており、その都度、行政でできる支援について説明を行っているところですが、御本人が支援を受け入れず、今に至っているところです。 引き続き、御本人へは行政による支援を受け入れるよう説得に努めて参りますので、御理解いただきますようよろしくお願いします。	生活福祉室	R5.2.6	R5.2.13

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	小学生の冬の 体操着につい て	小学校のグラウンド横を通りがかったところ、体育の授業中のようでしたが、生徒たちは長袖のシャツと半ズボンのみで授業を行なっていました。 当日の気温は5℃ですので、さすがに寒すぎるのではないでしょうか?大人だったら絶対にありえない光景です。動きやすい範囲で子供達も防寒しても良いのではないでしょうか?寒さで体が動きにくくなることでのケガも心配です。全国的にもブラック校則が問題化されニュースになっていますので、意味のない我慢だけのルールは改善していった方がいいと思います。女の子は生理も始まりますので、単純に体を冷やすのは良くないです。ご検討願います。	体育授業時の服装について、教育委員会による指定はございませんが、各校において運動のしやすさや発汗性を考慮し、半袖・ハーフパンツの体操服が広く採用されております。冬季には、多くの小学校において手袋やトレーナー等防寒着の着用を認めております。 お知らせいただいた当該校における授業内容等は確認できておりませんが、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、各校のきまりや慣習の見直しも含めた改善に向け、教育委員会として指導・助言してまいります。		R5.1.31	R5.2.14
16	吹田市民の皆さんへ	人権とは誰もが人間として生きていく為のもっとも大事な権利です。 吹田市では、そのもっとも大事な人権を無視され、プライバシーの侵害 にも繋がっています。大人もいじめにあっています。これまで沢山の子供 達がいじめにあい保護者の方も辛い日々を過ごされた事と思います。自 分もいじめを吹田で初めて経験し、どれだけ子供達が辛かったか涙、初 めてその気持ちを理解出来ました涙、集団でいじめて皆ですれば怖くな いですか?? 面白いですか?楽しいですか?吹田では大人もいじめにあう事を伝え ていきたいです。	また、人権擁護委員と協力して人権相談を行っています。 引き続き、市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが対等な社会の	人権政策室	R5.2.1	R5.2.15
17	ねむの木公園	いので公園の端の方で遊んでいました。	が、公園の使い方は、年齢や趣味嗜好によって様々であり、どのようにすれば小さな子供から大人まで、それぞれが楽しく利用できるのかが課題となっています。 ニュータウンは公園の量的には恵まれていることから、ひとつの公園の中で棲み分けるのも一つの手ではありますが、地域で大きな公園と小さな公園(遊園)で棲み分けるのも一つの手であり、今後検討が必要と考	公園みどり室	R5.2.6	R5.2.15

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
18	吹田市民の皆さんへ	吹田市役所に行くと警備の方に監視を受け、吹田市役所職員さんにも 私が行く事をスマホで知らされており、位置情報を把握されます。市民の 皆様、吹田では市民を守るのではなく、GPSで市民を監視し何を目的とさ れているのでしょうか。人権やプライバシー侵害を無視し人間が生きてい く最も大事な事を考える事を忘れる自治体になってしまっています。重大 いじめを発生させてしまった街で、また大きないじめを発生させてしまっ ています。		人権政策室	R5.2.2	R5.2.16
19	ガンバ大阪情 報について	Jリーグの無料招待キャンペーンが始まりました。 https://www.jleague.jp/special/seasonopening/2023/ 多くの市民にスタジアム観戦して欲しいです。ホームページ等で情報発信して欲しいです。	ホームページ等における情報発信につきましては、市をあげて応援しているガンバ大阪の試合や国際試合の周知、ガンバ大阪市民応援デー等のガンバ大阪が企画するイベント等に限り掲載させていただいております。	文化スポーツ推進室	R5.2.9	R5.2.17
20	吹田市の小規 模工ラ補修工 事、オラ道路道ぞ、式 事、事の注 を を を です。	フラは増加の一途を辿ります。それゆえ、老朽インフラ対策で喧緊の課題は、補修工事免注業務の効率化です。 ところで、自治体の老朽インフラ補修工事は、道路補修工事や水道管更新工事と同じ仕様発注方式で実施されています。仕様発注 方式とは、詳細仕様を確定させた工事仕様差を準備して稍減で予定価格を液定した上で施工を発注する方式であり、自治体には 大な発注業務負担がかかっています。そこで、住施修注よ方式に切替えれば、自治体の療注業務負担を数分の1にできます。住施発 注方式は、要求要件を示す要求件書き準備して見積書の般収音定で予定価格を実定した上で設計と施工を吊発するからで す。自治体の免注業務負担について、水道管更新工事の不適切発注事業を例として次に記載效します。 大阪市水準間では、仕様を予大式に起図する水道管・野工事の不適切発注事業を例会して次に記載效します。	効率的に公共施設の整備等を進めてまいります。 (担当:企画財政室)	契約検査室、企画財政室	R5.2.6	R5.2.20

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	いじめについて	何度でも言いたいです。吹田市では重大いじめがあり、ニュースでも取り上げられ全国的にいじめの街で有名になりました。その後もあり、過去は悲惨ないじめが多発しました。子供達や保護者がどれだけ辛かったでしょう涙。大人の自分がいじめにあっていて心の傷は一生残ります涙。議会で議員さんが、子育てするなら吹田以外でと言う発言もされている位、いじめはなくなっていないと思われます。 2018年からずっと吹田警察署等にも行き何かあるのであれば教えてほしい!とお願いしており、2023年1月9日吹田本署、1月12日豊津交番、江坂交番、1月30日片山交番、吹田駅前交番にも行き、何かあるのであれば教えてほしいとお願いに行きました。交番の皆さん本当に真剣に書いてる用紙を読んで下さりました。話を受け入れて下さった事だけでも救われる気持ちでした涙。 2020年12月吹田市長にSOSの手紙11枚を送っていますが、簡単な質問等に対して市長名で手紙を送られていますが、いじめにあってる報告をしているのにもかかわらず、市長名でお手紙もありません。いじめがエスカレートするばかりです。 この状態では、吹田市に住む可愛い未来ある子供達が、誰もがいじめを経験する可能性はあります涙。 公務員の皆様、本当に吹田市からいじめを真剣になくそうと思っていますか?涙	局や教育委員会と協力して「人権教室」を開催するなど、様々な啓発活動を行っています。また、人権擁護委員と協力して人権相談を行っています。引き続き、市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまちをめざしてまいります。	人権政策室	R5.2.6	R5.2.20